

玄武洞公園の指定管理者制度導入に係るサウンディング型市場調査に対する質問への回答

質問及び回答

※質問事項は、原文のまま

整理 番号	質問事項	回答
	<p>玄武洞公園は、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのジオサイトにおいて最重要サイトとして位置付けられています。ユネスコ世界ジオパークに認定されている以上、玄武洞公園を地域の資源として管理・運営していく際には、ユネスコが定めるガイドラインに沿った管理・運営が求められると考えます。これを前提に次の質問をいたします</p>	<p>本調査は、管理運営の業務内容等を設定する前段で、広く民間事業者等からの意見・提案を聴取し、市場性の把握、諸条件を整理するものです。</p>
1	<p>参考資料別紙6：市が想定する管理運営業務内容；2項(3)コ項には「<u>玄武洞公園および山陰海岸ジオパークに関する知識の習得と休憩棟に展示された資料等の説明や、希望者に対して案内を行うこと</u>」のみが明記されています。</p> <p>この中で、ユネスコ世界ジオパーク(UGGP)のガイドラインに沿った活動に関する内容は一切記述されておりません。例えば、世界ジオパーク(GGN)への貢献として、①JGNやGGNへの大会参加 ②APGNシンポジウムへの参加 ③キャンパシティブルディグ活動などが明記されていません。市としての指定管理者にはこれらのことは求めているのでしょうか。</p>	<p>ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>
2	<p>玄武洞公園で活動するガイド法人や団体は、山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの運営に主体的に参加することが求められると考えます。</p> <p>過去のJGNやGGNの再認定審査では、それぞれのジオサイトで活動する法人や団体等に所属するジオパークガイドが審査に対応してきた実状があります。また、GGNの審査では、特に英語で応対できるジオパークガイドが不可欠となっています。この点を踏まえ、玄武洞公園を運営する指定管理者が抱えるジオパークガイドのクオリティーや人材確保について、市としてどのように考えているのかお答えください。</p>	<p>ジオパーク認定審査への対応については、山陰海岸ジオパーク推進協議会へご確認ください。ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>

3	<p>ジオパークに認定された地域、特に玄武洞公園の運営業務や活動には「資源の保護保全・教育普及・ツーリズムへの活用」の三要素を踏まえた業務を一体的に行うことが求められています。</p> <p>指定管理者となる法人や団体には、科学的特徴を理解した保全管理能力と来園者には地球科学に関する知識を習得した上でわかりやすく解説できる能力が求められるとともに来園者に不快な思いをさせない質の高い接客対応能力も必要となります。また、ジオツーリズムとして公園への集客能力や集客実績が不可欠と思いますが、この点について、市としてどのように考えているのかをお答えください。</p>	<p>ご意見等ありましたら、ご提案ください。 指定管理者の選定にあたっては総合的に判断することとします。</p>
4	<p>ジオパークのガイドラインでは、地域コミュニティを巻き込んだ運営や地域への利益還元を求めています。この点について、今回の管理運営業務内容には記載されていませんが、市としての見解をお答えください。</p>	<p>ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>
5	<p>全国43地域に存在するジオパークの知名度は非常に低く、ジオツーリズムに対する集客力も現状としては低い状態です。今回の管理運営業務内容に「公園の利用統計、セルフモニタリングの実施と公園利用者のニーズの反映に努めること」とありますが、公園のPR、集客方法などについてどこまでの業務を想定しているのか、具体的な戦略はどのように考えているのか、見解をお答えください。</p>	<p>ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>
6	<p>玄武洞公園を有料化した場合、現在の来園者数は一時的に減少することが予想されます。これに対処するためには集客能力のある旅行会社(旅行業法の許可を取得した法人)と地球科学の知識と解説能力を有するガイドを抱える法人との合弁企業(ジョイントベンチャー)方式で指定管理を受けることは可能かどうか、お答えください。</p>	<p>ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>
7	<p>2項の「指定管理者が行う業務について」お尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (1)ア(イ)項の「入園を拒絶し、または退園を命じること」とありますが、具体的にどのような人を対象としているのかご説明ください。</li> <li>2. (1)ア(ウ)項の「入園料の收受」は、人的対応か機械的対応かご説明ください。</li> <li>3. (1)イ項の「利用料金」と「入園料」の違いをご説明ください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等です。</li> <li>2. ご意見等ありましたら、ご提案ください。</li> <li>3. 入園料とは、玄武洞公園入園にかかる料金、利用料金とは、公園内施設(休憩棟等)の利用にかかる料金です。</li> </ol>

<p>4. (1)エ(ア)項の「市内関係団体等との連携により、施設の活性化を図ること」とありますが、具体的にどのような活性化施策を想定しているのかご説明ください。</p> <p>5. (2)ア(ア)項に「防火管理者および防火責任者を配置し・・・」とありますが、平成26年度から現在まで7年間受託している「玄武洞公園維持管理運用業務の玄武洞公園維持管理運用業務仕様書」には、防火管理者および防火責任者を配置が求められておりません。消防法など法的な根拠があるのかどうか、ご説明ください。</p> <p>6. (2)イ(キ)項の「修繕業務（リスク分担あり）」について、どの程度の修繕事象なのか、また、リスク分担の程度をご説明ください。</p> <p>7. (2)イ(ク)項の「警備業務」については、どのような警備体制を求めているのか、ご説明ください。</p> <p>8. (2)イ(ケ)項の「除雪業務」について除雪機の導入をどのように考えているのか、ご説明ください。</p>	<p>4. 当該調査は、意見・提案を聴取するものです。ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p> <p>5. 現在の休憩棟は防火管理者が必要な防火対象物ではありません。計画中の公園整備に伴い、防火対象物となれば、防火管理者および防火責任者を配置する必要があります。</p> <p>6. 指定管理者との協議となりますが、ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p> <p>7. ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p> <p>8. ご意見等ありましたら、ご提案ください。</p>
--	--